

IV-i 河川

1 対象施設

北海道が管理する河川管理施設（河川法第3条第2項において定義される「河川管理施設」）
 堰 21 基、樋門・樋管 5,317 基、水門 15 基、排水機場 22 基、堤防、護岸、床止め、樹林帯
 （国土交通省令により指定された樹林帯区域内のもの） 等
 （令和6年(2024年)3月末現在）



堰 (苫小牧川)



樋門・樋管 (徳富川)



水門 (赤石川)



排水機場 (余市川)



堤防 (尻別川)



床止め (真駒内川)

2 現状と課題

〈施設状況〉

50年以上経過する施設の割合は、30年後には堰、樋門・樋管、水門、排水機場の約8割に及ぶなど、老朽化が懸念されます。



樋門の老朽化状況 (扉体の塗装劣化)

施設	施設数 R 6 (2024 年). 3月末現在	50年以上経過する施設の割合		
		現在 (R 6. 3)	15年後 (R21. 3)	30年後 (R36. 3)
河川管理施設 (堰、樋門・樋管、水門、排水機場)	5,375 基	9%	51%	86%

〈取組状況〉

堰、樋門・樋管、水門、排水機場については、個別施設計画を策定し、老朽化対策の取組を進めています。

それ以外の施設については、メンテナンスサイクルの構築に向けた取組を進める必要があります。

3 具体的な施策の方向性

I. メンテナンスサイクルの充実

河川管理施設については、定期的に点検・診断等を実施するとともに、今後は履歴情報のデータベース化を進めるなど、人口減少社会を見据えた更なるコスト縮減や業務の効率化を進めていきます。

ア 点検・診断

日常的に行われるパトロール等において、出水期前の適切な時期に徒歩等の目視による点検の実施（1回／年）や出水後等にも必要に応じて同様の点検を実施することを基本とします。

主要な河川管理施設である次表に示す各施設については、損傷度の把握を目的とする詳細な点検や診断を実施することを基本とします。



排水機場排水ポンプ
の点検状況

施設	頻度	点検・診断方法等	実施状況	備考
堰、樋門、水門、排水機場	1回／年	目視等により健全度を調査し、4段階で判定	平成 21 年度 (2009 年度)～	施設規模が大きく、特に重要な施設
樋門・樋管	1回／5年		平成 19 年度 (2007 年度)～	上記以外の小規模な樋門・樋管

イ 情報の蓄積と利活用

河川管理施設の適切な点検、診断と補修や修繕等の効率化を図るため、台帳の整備及び整備履歴や諸元等を登録する治水 GIS システムを利用し、施設の点検結果及び補修や修繕等の履歴情報のデータベース化を進めるとともに、運用する体制を構築します。

(国土交通省のデータベースとの連携については、国の状況を踏まえて検討します。)

対象	データベース名	運用開始
河川管理施設 堰、樋門・樋管、水門、排水機場、堤防、護岸、床止め 等	河川管理施設台帳 治水 GIS システム	平成 23 年度(2011 年度)

ウ 施設の維持管理に係る基準等

点検診断や修繕更新等については、国の基準のほか、次表の道が策定した基準類を適用します。また、これらを踏まえ、北海道の地域事情等を考慮した基準類等の整備を進めます。

(共通編_表5 参照)

エ 安全確保の取組

安全確保には、メンテナンスサイクルの取組を通じて、より正確に施設の状態を把握することが必要です。

引き続き、日常の巡視等で危険と判断した施設があった場合には、速やかに必要な措置を講じ

るなど対応を行い、安全確保に努めます。

オ 施設の耐震化

堰、樋門・樋管、水門、排水機場について、耐震化の必要性を検討し、対策を進めていきます。

キ ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組

遠隔臨場等の導入による作業効率の向上など、ゼロカーボン北海道の実現に向けて取組を進めていきます。

II. トータルコストの縮減・平準化

樋門・樋管に加えて堰・水門・排水機場の個別施設計画の策定を順次進めており、予防保全型維持管理の導入やインフラ機能の適正化を図るなど、効率的・効果的な維持管理・更新等に取り組みます。

ア 予防保全型維持管理への転換

河川管理施設については、引き続き予防保全型維持管理の考え方にに基づき、修繕・更新等を進めていきます。

イ インフラストックの適正化

洪水から人命や資産を守る河川管理施設は防災施設であるため、原則撤去等は図れないが、修繕・更新等を実施する際には、改めて施設の利用形態や土地利用の変化等、必要性を再確認し、統合等も視野に入れた施設の適正化に努めます。

ウ PPP/PFIの活用

河川管理施設におけるPPP/PFIの活用可能性について、検討を進めます。

エ 新技術等の導入

点検や補修・修繕等に係わる新技術については、国の技術資料や使用実績や費用対効果等を勘案し、必要に応じて活用の検討を行います。

III. インフラ長寿命化推進体制の充実

上記の施策に取り組み、継続するために必要な体制を構築します。

ア 施設管理者の取組

(a) 構築した庁内体制の充実

各施設における、点検結果の均質化や点検者の技術力向上を図るため、職員を対象として、点検マニュアルや点検方法等の講習会を必要に応じて開催します。

(c) 道民の理解と協働の促進

地域住民による河川愛護意識の高揚を図るため、河川の草刈や樹木の伐採を行っていただくなどの協働事業を実施しており、今後も取組を進めていきます。

イ 民間企業の担い手確保及び育成の取組

メンテナンスサイクルの構築に向け、民間会社等の技術者の技術向上を図るため、支援体制等について検討を進めます。

4 個別施設計画

これまで策定した個別施設計画について、時代の変化やニーズに合わせて改定し、内容の拡充を図ります。(共通編_表6 参照)

(個別施設計画を策定しない施設)

上記以外の河川管理施設(規模の小さい施設を含む)は、パトロールによる点検と診断の結果、変状(継目での段差、部材の変形、亀裂の発生、空洞化等)が発見され施設の機能維持に重大な支障が生じると判断した場合は、必要な対策を実施することを基本とします。

機械設備・電気通信設備については、主たる構成部が精密機械・消耗部材であり、定期的な点検と診断の結果に基づき、劣化状況や重要度等を考慮した上で状態監視を継続し、必要に応じて整備・更新を実施することを基本とします。



樋門(門柱部)の補修状況

IV-ii 治水ダム

1 対象施設

北海道が管理するダム（河川法第3条第2項において定義される河川管理施設であるダム）

ダム 18 基 （土木構造物、機械設備、電気設備、その他のダム施設等）

（令和6年(2024年)3月末 現在）



矢別ダム(函館市)



愛別ダム(愛別町)



放流設備(放流バルブ)

2 現状と課題

〈施設状況〉

50年以上経過する治水ダムの割合は、30年後には7割以上に及ぶなど、老朽化が懸念されます。



取水ゲートの老朽化状況

〈取組状況〉

施設	施設数 R 6 (2024 年). 3 月末現在	50 年以上経過する施設の割合		
		現在 (R 6. 3)	15 年後 (R21. 3)	30 年後 (R36. 3)
ダム	18 基	6% (1 基)	44% (8 基)	78% (14 基)

ダムごとに長寿命化計画を策定し、長期的視点を踏まえたダムの効果的・効率的な維持管理及び施設の更新等の取組を進めています。

3 具体的な施策の方向性

I. メンテナンスサイクルの充実

治水ダムについて、これまで進めてきたメンテナンスサイクルの取組に加え、コスト縮減や業務の効率化を図ります。

ア 点検・診断

ダムの安全が確保され、ダムの有する機能が発揮されるよう、ダムごとに定める点検項目や頻度等に基づき、日常的な巡視・パトロール等による点検を実施します。



ゲート長休止装置の点検状況

日常的な巡視・パトロール等とは別に、各設備の定期点検及び定期検査、また、30年程度に1回の頻度で行う総合点検結果から損傷度を総合的に判断し、維持管理方針を検討します。

施設	頻度	点検・診断方法等	実施状況
ダム	1回/30年	ダム総合点検 30年程度ごとの実施を基本とするが、劣化や大規模地震後等ダムの機能が損なわれるおそれがあると判断された場合も実施する。	平成30年度(2018年度)～2巡目

イ 情報の蓄積と利活用

適切な管理と修繕・更新等の効率化を図るため、施設の情報や点検結果、補修履歴等のデータベース化を進めるとともに、運用する体制を構築します。

施設	データベース名	運用開始
ダム	北海道管理ダムデータベース(仮称)	令和7年度(2025年度)(予定)

ウ 施設の維持管理に係る基準等

点検・診断や修繕・更新等については、国の基準や国土交通省より技術的助言等として周知されている基準のほか、道が策定した基準類を適用します。(共通編_表5)

エ 安全確保の取組

安全確保には、メンテナンスサイクルの取組を通じて、より正確に施設の状態を把握することが必要です。

引き続き、日常の巡視等で危険と判断した施設があった場合には、速やかに必要な措置を講じるなど対応を行い、安全確保に努めます。

II. トータルコストの縮減・平準化

予防保全型維持管理の導入やインフラ機能の適正化を図るなど、効率的・効果的な維持管理・更新等に取り組みます。

ア 予防保全型維持管理への転換

引き続き、予防的な補修や更新を進めます。

イ インフラストックの適正化

ダムは治水安全上の重要度や社会的影響の大きさから、統合や廃止の推進は困難です。しかし、ゲートレス化など、設備単位での効率化について検討を行い、適正化を図ります。

エ 新技術等の導入

修繕や更新等を実施する際には、国の技術開発や導入状況も参考としながら、適用条件等を適切に把握して現場導入・普及を目指します。

Ⅲ. インフラ長寿命化推進体制の充実

上記の施策に取り組み、継続するために必要な体制を構築します。

ア 施設管理者の取組

(a) 構築した庁内体制の充実

維持管理・更新等を着実に推進するため、職員に対し、日常の維持管理を通じて、これまで蓄積してきたダムの維持管理に関する技術の承継を図ります。

(b) 国・市町村等との連携や市町村等への支援

国などと連携し、洪水時におけるダム管理演習を1年に1回実施するなど、職員の技術力向上を図ります。

(c) 道民の理解と協働の促進

ダムへの理解を深めるため、引き続きダムカードの配布を進めます。

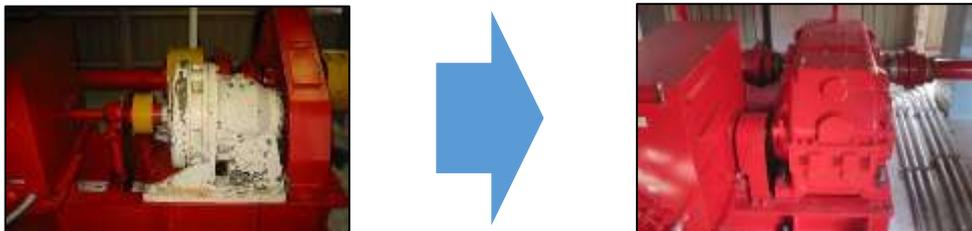
イ 民間企業の担い手確保及び育成の取組

今後、道内のダム事業のあり方等を含め、必要に応じて適切な担い手育成に努めてまいります。

4 個別施設計画

予防保全と事後保全の分類に示した個別施設計画を策定し、計画的な修繕・更新に取り組めます。(共通編_表6 参照)

ゲート巻き上げ機の更新



(個別施設計画を策定しない施設)

ダム施設(附属設備や小規模な施設など)は、パトロールによる点検の結果、損傷等が発見され施設の機能維持に重大な支障が生じると判断した場合は、必要な対策を実施することを基本とします。

消耗部材については、定期的な点検と診断の結果に基づき、劣化状況や重要度等を考慮した上で状態監視を継続し、必要に応じて整備・更新を実施することを基本とします。

IV-iii 砂防

1 対象施設

北海道が管理する砂防関係施設（砂防法第1条に規定する「砂防設備」、地すべり等防止法第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」のうち建設部所管のもの、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」、及び地方財政法第16条に基づく「雪崩防止施設」等）

砂防堰堤 1,228 基、地すべり防止施設 66 箇所、急傾斜地崩壊防止施設 476 箇所、雪崩防止施設 12 箇所 等

(令和6年(2024年)3月末 現在)



砂防堰堤
(ペレケ川、斜里町)



溪流保全工
(外記川、知内町)



地すべり防止施設 集水井工
(鈴川Ⅱ、小樽市)



急傾斜地崩壊防止施設 土留柵工
(旭川旭神3条1丁目、旭川市)



急傾斜地崩壊防止施設 法柱工
(泊泊村16、泊村)



雪崩防止施設 予防柵工
(礼文白浜、礼文町)

2 現状と課題

〈施設状況〉

50年以上経過する施設の割合は、30年後には砂防堰堤の約9割に及ぶなど、老朽化が懸念されます。



砂防堰堤の老朽化状況

施設	施設数 R 6 (2024). 3月末現在	50年以上経過する施設の割合		
		現在(R 6. 3)	15年後(R21. 3)	30年後(R36. 3)
砂防堰堤	1,228 基	28%	63%	87%

〈取組状況〉

砂防関係施設においては、点検の結果、施設機能に支障を来すような損傷の著しい施設から優先して補修を実施している状況にあるが、長寿命化計画の策定を含め、メンテナンスサイクルの構築や計画的な老朽化対策の取組を進める必要があります。

3 具体的な施策の方向性

I. メンテナンスサイクルの充実

これまで各施設で進めてきたメンテナンスサイクルの取組に加え、点検業務の点検支援技術の活用、点検・診断・修繕履歴のデータベース化を進めるなど、人口減少社会を見据えた更なるコスト縮減や業務の効率化を進めていきます。

ア 点検・診断

原則年1回、徒歩等の目視により、点検を実施する。また、出水後等にも必要に応じて同様な点検を実施します。

パトロールによる点検等の結果を踏まえ、必要に応じて詳細点検等を実施し、その結果に基づき、個々の砂防関係施設の構造特性や材料特性を踏まえた上で、機能の低下、性能の劣化状況を把握し、その程度に応じて砂防関係施設の健全度等を評価します。



砂防堰堤のクラック点検状況

施設	頻度	点検・診断方法等	実施状況
砂防関係施設	必要に応じて	目視点検等（計測、	令和元年度(2019年度)～2巡目
砂防設備	実施	打音、観察)を基本	令和6年度(2024年度)～3巡目
地すべり防止施設		とする。	
急傾斜地崩壊防止施設			
雪崩防止施設			

イ 情報の蓄積と利活用

点検と修繕・更新等の効率化を図るため、管理施設台帳の情報や詳細点検の結果を集約したデータベースを作成し、WEB介して施設管理者間で情報共有することで、これまでの履歴から優先的に補修する施設を予防的に補修するなど維持管理の効率化、省力化を進めていきます。

対象	データベース名	運用開始
砂防関係施設	施設管理台帳	平成30年度(2018年度)
砂防設備	治水GISシステム	
地すべり防止施設	砂防関連施設DBシステム	令和7年度(2025年度)(予定)
急傾斜地崩壊防止施設		
雪崩防止施設		

ウ 施設の維持管理に係る基準等

点検診断、修繕更新等については、国の基準のほか、道が策定した次表の基準類を適用します。
(共通編 表5 参照)

エ 安全確保の取組

安全確保には、メンテナンスサイクルの取組を通じて、より正確に施設の状態を把握することが必要です。

引き続き、日常の巡視等で危険と判断した施設があった場合には、速やかに必要な措置を講じるなど対応を行い、安全確保に努めます。

キ ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組

遠隔臨場や ICT 施工の導入による作業効率の向上など、ゼロカーボン北海道の実現に向けて取組を進めていきます。

II. トータルコストの縮減・平準化

砂防関係施設については、施設の劣化や損傷状況に応じて効率的・効果的な維持管理・更新等に取り組みます。

ア 予防保全型維持管理への転換

「砂防設備」、「地すべり防止施設」、「急傾斜地崩壊防止施設」、「雪崩防止施設」については、引き続き予防保全型維持管理の考え方にに基づき、修繕・更新等を進めていきます。

イ インフラストックの適正化

土砂災害から人命や資産を守る砂防関係施設は、防災施設であるため、原則撤去等は図れないが、流域の荒廃状況等を考慮して、統合等が可能な施設については適正化に努めます。

ウ PPP/PFI の活用

既砂防堰堤における小水力発電の導入など、砂防分野等における官民連携手法の活用可能性について検討を進めていきます。

エ 新技術等の導入

点検や補修・修繕等に係わる新技術については、国の技術資料や使用実績や費用対効果等を勘案し、必要に応じて活用の検討を行います。

III. インフラ長寿命化推進体制の充実

上記の施策に取り組み、継続するために必要な体制を構築します。

ア 施設管理者の取組

(a) 構築した庁内体制の充実

施設管理者の技術力向上を図るため、各種講習会や研修会などの情報提供を行う。技術基準等の改訂内容の理解を深めるために補足資料等を提供します。

イ 民間企業の担い手確保及び育成の取組

砂防関係施設の建設や維持修繕に関して、コンサルタント等民間企業の技術力向上を図るため、講習会等の情報を広く提供するなどして、民間会社等の技術者の確保、育成を引き続き図ります。

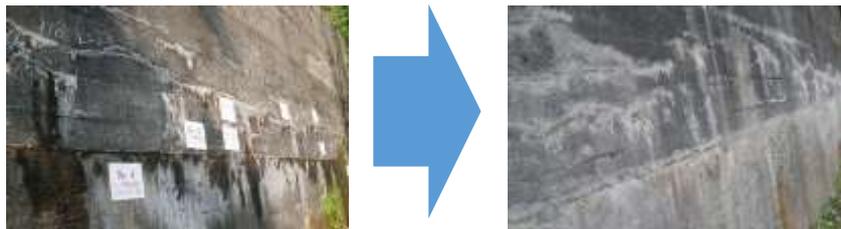
4 個別施設計画

これまで策定した個別施設計画について、時代の変化やニーズに合わせて改定し、内容の拡充を図ります。(共通編_表6 参照)

(個別施設計画を策定しない施設)

上記以外の個別施設計画を策定しない砂防関係施設(規模の小さい施設含む)は、パトロールによる点検と診断の結果、変状(洗堀、ひび割れ、部材の断面欠損等)が発見され、施設の機能維持に重大な支障が生じると判断した場合は、必要な対策を実施することを基本とします。

砂防関係施設のうち、監視施設、電気通信設備については、主たる構成部が精密機械・消耗部材であり、定期的な点検と診断の結果に基づき、劣化状況や重要度等を考慮し、必要に応じて整備・更新を行います。



砂防堰堤の漏水対策(注入工)

IV-iv 建設海岸

1 対象施設

北海道が管理する海岸保全施設（海岸法第2条第1項において定義される「海岸保全施設」）のうち建設部所管のもの

堤防・護岸 315 km、その他海水の侵入等を防止するための水門・陸閘等 1,207 基 等
(令和6年(2024年)3月末現在)



海岸護岸(利尻富士町)



水門(浜中町)



突堤(森町)



離岸堤(伊達市)

2 現状と課題

〈施設状況〉

50年以上経過する施設の割合は、30年後には堤防・護岸、水門・陸閘等の9割以上に及ぶことから、老朽化が懸念されます。



海岸護岸の老朽化状況

施設	施設数 R 6 (2024). 3月末現在	50年以上経過する施設の割合		
		現在(R 6. 3)	15年後(R21. 3)	30年後(R36. 3)
堤防、護岸	315 km	34%	70%	97%
水門・陸閘等	1,207 基	33%	59%	99%

〈取組状況〉

平成31年(2019年)3月に「北海道海岸長寿命化計画」を策定し、令和2年(2020年)6月に水門・陸閘等の個別施設計画を追加した。離岸堤等(離岸堤・人工リーフ(潜堤)・突堤)の個別施設計画については、令和7年度(2025年度)末の追加を予定しており、老朽化対策の取組みを着実に進めています。

3 具体的な施策の方向性

I. メンテナンスサイクルの充実

これまで海岸保全施設で進めてきたメンテナンスサイクルの取組みに加え、定期的な点検・診断・修繕履歴のデータベースへの集約など、人口減少社会を見据えたさらなるコスト縮減や業務の効率化を進めていきます。

ア 点検・診断

海岸保全施設については、日常的に行われるパトロール及び各地域の実情により毎年台風期後又は冬期風浪期後等で構造物が最も危険と思われる時期や、異常気象後（波浪時後等）など必要に応じた定期的なパトロール等による点検を実施し、損傷状況等を把握します。



海岸護岸のクラック点検状況

次の海岸保全施設については、日常的なパトロールとは別に劣化及び損傷状況等の把握を目的とした定期的な点検を実施し、健全度の把握を行います。

施設	頻度	点検・診断方法等	実施状況
堤防・護岸	1回／5年	陸上からの目視により変状の把握を行い、変状の規模や進展の経過を把握する必要がある場合、計測機器や新技術等を用いて点検し、健全度を4段階で判定	平成25年度(2013年度)～1巡目点検 令和元年度(2019年度)～2巡目点検 令和6年度(2024年度)～3巡目点検予定
水門・陸閘等	1回以上／年(水門陸閘の設備) 1回／5年(土木構造物部分)	陸上から目視及び開閉確認を行い、必要に応じて計測機器や新技術等で点検を実施	平成30年度(2018年度)～1巡目点検 令和5年度(2023年度)～2巡目点検予定
離岸堤等	1回／5年	陸上からの目視により変状の把握を行い、変状の規模や進展の経過を把握する必要がある場合、計測機器や新技術等を用いて点検し、健全度を4段階で判定	令和4年度(2022年度)～1巡目点検

イ 情報の蓄積と利活用

点検・診断と修繕・更新等の効率化を図るため、海岸総合管理システムを利用し、点検・診断結果や補修・修繕履歴のデータベース化を図り、今後の維持管理に活用します。

対象	データベース名	運用開始
堤防・護岸、水門・陸閘等 離岸堤等	海岸総合管理システム（海岸GIS）	令和元年度（2019年度）

ウ 施設の維持管理に係る基準等

点検・診断、修繕・更新等については、国の基準のほか、道が策定した基準類を適用します。また、国土交通省より技術的助言等として周知されている基準類を踏まえ、北海道の地域事情等を反映させた海岸管理施設点検要領等の整備を進めます。（共通編 表5 参照）

エ 安全確保の取組

パトロール等で危険と判断した施設が発見された場合は、施設への立入防止等の措置に向けて迅速に対応するなど利用者の安全確保に努めます。

オ 施設の耐震化

堤防等における耐震化の必要性を検討し、施設の更新等に併せてその対策に取り組みます。

II. トータルコストの縮減・平準化

ア 予防保全型維持管理への転換

これまで海岸保全施設で進めてきた予防保全型維持管理について、引続き効果的・効率的な維持管理・更新等に取り組みます。

イ インフラストックの適正化

津波や高潮などから人命や資産を守る海岸保全施設は防災施設であるため、原則撤去等は図れないが、修繕、更新等を実施する際には、施設の利用形態を再確認し、統合等が可能な施設については適正化に努めます。

斜路等の開口部は、使用状況等を確認し、未使用箇所については陸閘等を廃止し、開口部の閉鎖に努めます。

ウ PPP/PFIの活用

海岸保全施設の維持管理等に係る官民連携手法の活用可能性について、検討を進めます。

エ 新技術等の導入

点検や補修・修繕等に係る新技術の活用においては、国の技術資料や導入事例を参考とし、有効的な技術を活用するなど、維持管理の省力化・効率化に努めます。

III. インフラ長寿命化推進体制の充実

ア 施設管理者の取組

(a) 構築した庁内体制の充実

施設管理者の技術力向上を図るため、点検方法等の講習会を実施します。

(b) 国・市町村等との連携や市町村等への支援

担当者会議等の活用により、各海岸管理者と情報や認識の共有に努めます。

(c) 道民の理解と協働の促進

海岸保全施設に係るインフラ整備への理解を深めるため、パネル展示を実施します。

イ 民間企業の担い手確保及び育成の取組

海岸保全施設の維持修繕に関して、コンサルタント等民間企業の技術力向上を図るため、講習会等の情報を広く提供するなどして、担い手（民間企業等）の確保及び育成に努めます。

4 個別施設計画

予防保全と事後保全に関する個別施設計画を策定し、トータルコストの縮減と平準化を図り、計画的な修繕・更新等に取り組みます。（共通編_表6 参照）

（個別施設計画を策定しない施設）

施設規模が小さく、予防保全によるトータルコストの縮減効果が限定的である施設については、パトロールによる点検の結果、損傷等（ブロックの飛散等）が発見され施設の機能や周辺環境等に影響が及ぶと判断した場合は、必要な対策を実施することを基本とします。



海岸護岸の老朽化対策

V-i 農業水利施設

1 対象施設

土地改良法第2条第2項に基づき道営土地改良事業によって造成し、土地改良区もしくは農業協同組合が管理する農業水利施設のうち、受益面積が100ha以上の今後更新整備が必要となる施設を対象としています。

ダム・ため池 75 箇所、頭首工 46 箇所、用水機場 35 箇所、用水路 247 箇所
 (頭首工、用水機場、用水路は受益面積が100ha以上の施設)

(令和6年(2024年)3月末現在)



ダム



頭首工



用水機場



用水路

2 現状と課題

〈施設状況〉

50年以上経過する施設の割合は、15年後には7割、30年後には9割を超え、老朽化による施設機能の低下が懸念されています。

施設	施設数 R 6 (2024). 3月末現在	50年以上経過する施設の割合		
		現在 (R 6. 3)	15年後 (R21. 3)	30年後 (R36. 3)
ダム・ため池	75 箇所	56%	84%	93%
頭首工	46 箇所	35%	78%	98%
用水機場	35 箇所	14%	54%	86%
用水路	247 箇所	22%	72%	96%
合計	403 箇所	29%	73%	95%

注 施設数は北海道農政部調べ(令和6年(2024年)3月末時点)による。



頭首工の老朽化状況



用水路の老朽化状況

〈取組状況〉

北海道は、平成19年度(2007年度)の基幹水利施設ストックマネジメント事業の創設以降、緊急性の高い施設から、個別施設計画に当たる機能保全計画を策定し、計画的に補修及び更新を行っています。

個別施設計画に基づく監視計画により、施設機能の継続的な監視を行い、適期に必要な予防保全対策を実施します。

3 具体的な施策の方向性

I. メンテナンスサイクルの充実

土地改良区及び農業協同組合（以下「施設管理者」という。）による定期点検を実施するとともに、その診断結果等の共有を進めるなど、北海道と施設管理者が連携を図りながらメンテナンスサイクルの取組を進め、予防保全型の長寿命化対策を推進します。

ア 点検・診断

施設管理者は、日常管理による点検や個別施設計画の監視計画に基づき継続的に劣化状況等について監視を行います。

また、点検、監視の結果、劣化予測の見直しが必要となった場合は、機能診断を行い、適宜個別施設計画を更新します。



推定圧縮強度試験



管路内カメラ調査

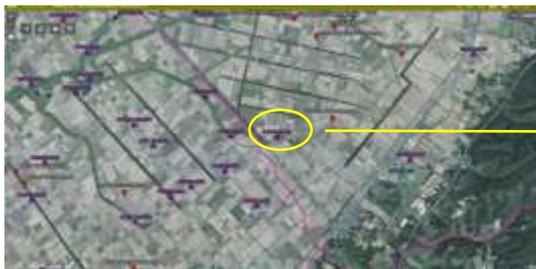
施設	頻度	点検・診断方法等	実施状況
ダム・ため池、 頭首工、 用水機場、用水路	随時及び 1回／5年	管理水準や部位な どにより、遠望目視 又は近接目視で点 検し、健全度を診断	平成28年度(2016年度)～1巡目 令和3年度(2021年度)～2巡目

イ 情報の蓄積と利活用

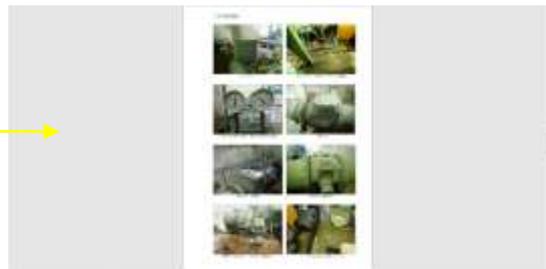
過去の点検・機能診断結果や補修・更新の履歴等の情報、個別施設計画については、施設管理者が土地改良財産台帳等とともに適切に整備・保管します。

また、平成23年度(2011年度)から北海道が取り組んでいる「農地・施設保全整備情報」を活用して、施設管理者と北海道が情報を共有・可視化し、効果的・効率的な保全管理に努めます。

対象	データベース名	運用開始
ダム・ため池、 頭首工、用水機場、用水路	農地・施設保全整備情報 (水土里情報システム)	平成23年度(2011年度)～



土地改良施設診断結果調書マップ



診断結果調書画面

ウ 施設の維持管理に係る基準等

農業水利施設に関する点検・診断等の実施に際しては、国の基準類や北海道が策定した基準を適用し、その適切な実施に努めます。(共通編_表5 参照)

エ 安全確保の取組

人身事故の発生を未然に防止するため、施設管理者等に対し安全管理の徹底について周知を行っていきます。

オ 施設の耐震化

施設更新や機能保全計画の策定と併せて耐震性能を確認し、施設管理者と連携を図りながら必要に応じて耐震対策を進めていきます。

キ ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組

2050年「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、「北海道インフラゼロカーボン試行工事」に取り組むなど、脱炭素化を進めていきます。

ク 修繕・更新等

適切な修繕・更新等を効率的に実施するため、個別施設計画の改定時には、点検・診断後の健全度評価を反映させ、施設毎の最適なメンテナンスサイクルを作成します。

II. トータルコストの縮減・平準化

ア 予防保全型維持管理への転換

施設管理者による定期点検を実施するとともに、その診断結果等の共有化を進めるなど、北海道と施設管理者が連携を図りながらメンテナンスサイクルの取組を進め、予防保全型の長寿命化対策を推進します。

イ インフラストックの適正化

今後の高齢化・人口減少を見据え、農業水利施設の統合・再編等を通じ、施設管理の効率性の向上及び維持管理費の縮減に取り組みます。

ウ PPP/PFIの活用

農業水利施設分野における包括的民間委託の導入可能性について、施設管理者と連携を図りながら検討を進めていきます。

エ 新技術等の導入

国が推進する機能診断技術、対策技術等に関する情報収集に努め、当該技術の活用の是非について検討し、その技術等の導入に努めます。

III. インフラ長寿命化推進体制の充実

ア 施設管理者の取組

(a) 構築した庁内体制の充実

国や道が主催する研修会を関係職員へ情報提供し、積極的な参加を促すなど施設管理に係る技術力向上に努めます。

(b) 国・市町村等との連携や市町村等への支援

国や道が主催する研修会を施設管理者へ情報提供し、積極的な参加を促すなど点検者の技術力向上に努めます。

(c) 道民の理解と協働の促進

施設管理者は、個別施設計画に基づき、計画的な補修及び更新が円滑に実施されるよう、必要な費用について事前積み立てを行うなど、費用負担が想定される受益者等との調整に努めます。

イ 民間企業の担い手確保及び育成の取組

機能診断の手法等について、施設管理者等の技術力向上を図るため研修会や講習会を開催するなど、引き続き施設管理者等の育成を図ります。

4 個別施設計画

これまで策定した個別施設計画について、時代の変化やニーズに合わせて改定し、内容の充実を図ります。(共通編__表6 参照)

(個別施設計画を策定しない施設)

電気計装・通信設備については、主たる構成部が精密機械・消耗部品であり、定期的な点検と診断の結果に基づき、劣化状況や重要度等を考慮した上で状態監視を継続的に実施し、必要に応じて整備・更新を行います。

排水路については、劣化や疲労等の経年的な損傷にくらべ、降雨・地震等の災害や人的な事故等の短期間で発生する事象に起因した損傷によって健全度が大きく左右されるため、巡視や被災後の点検等により状態を迅速に把握し、適切に機能回復を図ることを基本として管理します。

上記のほか、農林水産省農村振興局の行動計画の中で示される個別施設計画の策定の除外対象に該当する「造成、更新後等の実施後間もない施設」については、標準耐用年数の1/2年を経過していない施設とし、日常的な維持管理により継続的に状態を把握し、必要に応じて補修・更新を行います。

V - ii 農地防災施設

1 対象施設

北海道が管理する農地防災施設（海岸法第2条第1項において定義される「海岸保全施設」のうち農政所管のもの、地すべり等防止法第2条第3項において定義される「地すべり防止施設」のうち農政所管のもの及び防災ダム維持管理事業実施要領（平成2年10月1日施設第376号）第1で規定する道営防災ダム事業で完成したダム）を対象としています。

海岸保全施設 40箇所、地すべり防止施設 59箇所、防災ダム3箇所
 （令和6年(2024年)3月末現在）



海岸保全施設
登別地区(登別市)



地すべり防止施設
黄金第5地区(芦別市)



防災ダム
上小川地区(苫前町)

2 現状と課題

〈施設状況〉

50年以上経過する施設の割合は、15年後には海岸保全施設の7割以上、地すべり防止施設の3割以上に及ぶなど、老朽化が懸念されています。

施設	施設数 R 6 (2024). 3月末現在	50年以上経過する施設の割合		
		現在 (R 6. 3)	15年後 (R21. 3)	30年後 (R36. 3)
海岸保全施設	40箇所	43%	75%	95%
地すべり防止施設	59箇所	0%	39%	100%
防災ダム	3箇所	0%	0%	100%



海岸保全施設(護岸)
の損傷状況



地すべり防止施設(排水管)
の目詰まり状況

〈取組状況〉

全ての施設において、点検及び診断を行った上で、個別施設計画を策定しており、計画に基づく補修・更新が図られるよう、今後も適切な維持管理に努めます。

3 具体的な施策の方向性

I. メンテナンスサイクルの充実

全ての農地防災施設について、定期的な点検診断を実施するとともに、診断結果等の情報を蓄積するなど、メンテナンスサイクルの取組を進めていきます。

ア 点検・診断

日常的な巡視を行うとともに、定期的な点検・診断を行い、健全度を把握します。



海岸保全施設(樋管)の点検状況



地すべり防止施設(集水路)の点検状況

施設	頻度	点検・診断方法等	実施状況
海岸保全施設	1回/5年 程度	海岸保全区域管理事業実施要領に基づき点検・診断を行い、健全度を把握	平成27年度(2015年度)～2巡目
地すべり防止施設	1回/5年 程度	地すべり防止区域維持管理事業実施要領に基づき点検・診断を行い、健全度を把握	平成27年度(2015年度)～2巡目
防災ダム	1回/5年 程度	防災ダム維持管理事業実施要領及び各ダム管理規程に基づき点検・診断を行い、健全度を把握	平成27年度(2015年度)～3巡目

イ 情報の蓄積と利活用

点検・診断、修繕・更新の情報については、区域台帳等に適切に反映させるとともに、維持管理等に直接活用できるような電子データによる保管に努めます。

また、平成23年度(2011年度)から北海道が取り組んでいる「農地・施設保全整備情報」等の

地理情報システムを活用し、当該システムの機能を生かした情報の可視化・共有化を進め、効果的・効率的な保全管理に努めます。

対象	データベース名	運用開始
海岸保全施設	農地・施設保全整備情報 (水土里情報システム)	平成 23 年度(2011 年度)～
地すべり防止施設		
防災ダム		



保全情報確認マップ

ウ 施設の維持管理に係る基準等

農地防災施設に関する点検・診断、修繕・更新については、国の基準類のほか北海道が策定した基準類を参考とします。(共通編_表5 参照)

エ 安全確保の取組

定期点検において危険と判断した場合は、速やかに立入禁止等の措置を講じて、安全確保に努めます。

オ 施設の耐震化

施設の機能などを踏まえて、耐震化の必要性についても確認し、修繕・更新等に併せてその対策に取り組みます。

キ ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組

2050 年「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、「北海道インフラゼロカーボン試行工事」に取り組むなど、脱炭素化を進めていきます。

ク 修繕・更新等

適切な修繕・更新等を効率的に実施するため、個別施設計画の改定時には、点検・診断後の健全度評価を反映させ、施設毎の最適なメンテナンスサイクルを作成します。

II. トータルコストの縮減・平準化

ア 予防保全型維持管理への転換

一部の施設においては、予防保全型維持管理を行っており、引き続き、他の施設についても検討していきます。

イ インフラストックの適正化

農地・農業用施設を自然災害から未然に防止する役割を担っており、原則、廃止・撤去等ではありませんが、更新・改修等を実施する際には、保全対象との位置関係や施設の利用状況等を考慮して施設の適正化に努めます。

エ 新技術等の導入

国で推進する機能診断手法及び施設保全に係る対策工法等の新技術の導入に関する情報収集に努め、当該技術の活用について検討します。

III. インフラ長寿命化推進体制の充実

ア 施設管理者の取組

(a) 構築した庁内体制の充実

点検結果の均質化や点検者の技術力向上を図るため、農林水産省や農村工学研究所等が主催する研修の活用を検討するなど職員の技術力向上に努めます。

(b) 国・市町村等との連携や市町村等への支援

国、道、市町村や民間企業などで組織する連絡会議や検討会等を活用し、情報を共有しながら管理体制の強化を図ります。

4 個別施設計画

これまで策定した個別施設計画について、時代の変化やニーズに合わせて改定し、内容の充実を図ります。(共通編__表6 参照)

V - iii 林道

1 対象施設

北海道が管理する林道（森林法第4条第2項で規定）の施設。

林道延長 3.0 千 km （橋梁 646 橋、路面、排水施設 等）
 （令和6年(2024年)3月末 現在）



林道橋梁
砂金沢線 金溪橋（新十津川町）



林道橋梁
女那川線 村上橋（函館市）

2 現状と課題

〈施設状況〉

50 年以上経過する施設の割合は 15 年後には9割を超え、老朽化が懸念されるため早急な対応が必要です。



林道橋梁の老朽化状況
（主桁塗装の劣化、地覆の破損）

施設	施設数 R 6 (2024). 3月末現在	50 年以上経過する施設の割合		
		現在(R 6. 3)	15 年後(R21. 3)	30 年後(R36. 3)
橋梁	646 橋	63%	92%	98%

3 具体的な施策の方向性

I. メンテナンスサイクルの充実

橋梁のメンテナンスサイクル効率化のため、情報のデータベース化を進めます。

ア 点検・診断

次の施設については、日常的な維持管理であるパトロールとは別に、定期的な点検を行い、損傷度を把握します。



林道橋梁の点検状況
（河床低下による橋台基礎部の洗掘状況）

施設	頻度	点検・診断方法等	実施状況
橋梁	1 回／5 年 又は 10 年	管理水準や部位など、近接目視で点検し、損傷度を 5 段階で判定	平成 30 年度(2018 年度)～ 2 巡目

イ 情報の蓄積と利活用

点検・診断結果や修繕履歴等については、データベース化し、今後の維持管理に活用します。

対象	データベース名	運用開始
橋梁	道有林橋梁データベース	平成 28 年度(2016 年度)

ウ 施設の維持管理に係る基準等

点検・診断や修繕・更新等については、国の基準等のほか、道が策定した基準類を適用し、必要に応じ改定を検討します。(共通編_表5 参照)

エ 安全確保の取組

日常の巡視等で危険と判断した施設については、速やかに立入禁止や通行止めなどの措置を講ずるなど、施設の安全確保に努めてきました。

II. トータルコストの縮減・平準化

「道有林林道橋梁長寿命化計画」に基づいた取組を進めるとともに、インフラ機能の適正化を図ります。

ア 予防保全型維持管理への転換

北海道では平成 27 年度(2015 年度)に「道有林林道橋梁長寿命化計画」を策定するなど、林道内の橋梁については予防保全管理の取組を進めています。

イ インフラストックの適正化

林道は、造林や間伐、木材搬出のための道路であり、原則、廃止・撤去等はできないが、修繕・更新等を実施する際には、施設の利用形態等を再確認し、施設機能の適正化に努めます。

エ 新技術等の導入

新技術で一定程度の実績があり、効果が確認されたものについては、林道事業設計指針に掲載するとともに、資材単価や歩掛等を策定します。

III. インフラ長寿命化推進体制の充実

ア 施設管理者の取組

(a) 構築した庁内体制の充実

点検結果の均質化や点検者の技術力向上を図るため、森林土木担当職員やコンサルタント職員を含めた「橋梁等の点検に関する講習会」を開催します。

(b) 国・市町村等との連携や市町村等への支援

「橋梁等の点検に関する講習会」を実施する際には、市町村の森林土木担当職員も対象とします。



「橋梁等の点検に関する講習会」
実施状況

イ 民間企業の担い手確保及び育成の取組

道が発注する道有林林道橋梁定期点検業務に必要な資格は、(財)北海道建設技術センター及び一般社団法人北海道測量設計業協会主催の「橋梁点検技術講習会」、北海道建設部主催の「橋梁点検に関する講習会」、又は財団法人海洋架橋・橋梁調査会主催の「橋梁点検技術研修会」の受講修了者であることを義務付け、民間会社等の技術者の確保、育成を図っています。

4 個別施設計画

これまでに策定した個別施設計画について、必要に応じて計画の見直しを行い、内容の充実を図ります。(共通編_表6 参照)



林道橋梁の架替え

(個別施設計画を策定しない施設)

林野庁のインフラ長寿命化計画(行動計画)において、規模が小さく予防保全型ではなく事後的な措置により対応する施設については、個別施設計画から除くことができるとしていることから、橋梁以外の施設は日常的なパトロールなどで状況確認しながら、施設の機能や周辺環境に影響が及ぶ場合に、補修・更新等の対応を行います。

V-iv 治山

1 対象施設

北海道が管理する治山施設^{※1}。ただし、予防保全型維持管理による対応が困難な施設（第三者に被害を及ぼす等の重大な事故を起こす可能性が極めて小さい施設等）については除きます。

〔※1 森林法第41条において定義される「保安施設事業に係る施設」、地すべり等防止法第2条第3項において定義される「地すべり防止施設」のうち水産林務部所管のもの及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等による「山林施設災害復旧事業及び山林施設災害関連事業により整備された施設」〕

治山ダム 18,811 基、集水井工 156 基、流路工、護岸工、土留工、法枠工、落石防止工、防潮工 等

(令和6年(2024年)3月末 現在)



治山ダム
(厚真町)



集水井工
(今金町住吉地区)



土留工
(遠別町)

2 現状と課題

〈施設状況〉

主な治山施設である治山ダムや集水井では、50年以上経過する施設の割合が30年後には80%を越えるなど、老朽化が懸念されています。



治山ダムの老朽化状況

施設	施設数 R 6 (2024). 3月末現在	50年以上経過する施設の割合		
		現在(R 6. 3)	15年後(R21. 3)	30年後(R36. 3)
治山ダム	18,811 基	28%	59%	88%
集水井工	156 基	10%	49%	84%

〈取組状況〉

令和2年度までに個別施設計画を策定しており、それを基に施設の補修・更新等を進めています。

3 具体的な施策の方向性

I. メンテナンスサイクルの充実

対象とする治山施設について、定期的な点検診断に着手するとともに、診断結果等の情報のデータベース化を進めていきます。

ア 点検・診断

治山施設については、治山パトロール事業などにより定期的及び降雨後の状況を把握する点検を行っていますが、長寿命化を踏まえた点検・診断に係る手法については、林野庁で作成したマニュアルを基に点検・診断要領を作成し実施します。



点検・診断状況

施設	頻度	点検・診断方法等	実施状況
治山施設	1回／5年 又は10年	北海道治山施設点検・診断マニュアル	平成29年度(2017年度)～1巡目 令和3年度(2021年度)～2巡目

イ 情報の蓄積と利活用

治山施設の点検・診断結果や修繕履歴等については、既存の治山台帳システムを基に治山施設の諸元等のデータベースを構築し、効果的かつ効率的な維持管理・更新等の実施に向けて活用します。

対象	データベース名	運用開始
治山施設	治山施設個別施設計画整理表	平成30年度(2018年度)

ウ 施設の維持管理に係る基準等

点検診断は北海道治山施設点検・診断マニュアルを適用し、修繕・更新等は事例収集と、その周知を図ります。(共通編 表5 参照)

II. トータルコストの縮減・平準化

対象とする治山施設について、予防保全型維持管理を導入するほか、インフラ機能の適正化を図ります。

ア 予防保全型維持管理への転換

これまで治山施設において導入してきた予防保全型維持管理について、引き続き効果的・効率的な維持管理・更新等に取り組みます。

イ インフラストックの適正化

治山関係施設は、森林の維持造成を通じて山地災害防止機能を確保する施設であるため、原則、撤去等は図れないが、治山施設において、その効用により斜面の安定や溪岸の侵食防止等が図られ、健全な森林に回復した結果、保安林の指定目的が十分達成された状態となっており、かつその機能の発揮の態様等を踏まえ、森林の国土保全機能等の発揮と相まって、期待される効果が持続的に確保されうると考えられる施設については、必要な維持管理・更新等のあり方について検討します。

工 新技術等の導入

限られた人員と予算の中で維持管理・更新等を効果的かつ効率的に実施するため、関係機関と連携しつつ、新技術が導入された先進的な取組事例を収集・把握し、現場の実態に応じ、積極的に新技術の活用に取り組みます。

Ⅲ. インフラ長寿命化推進体制の充実

上記の施策に取り組み、継続するために必要な体制を構築します。

ア 施設管理者の取組

(a) 構築した庁内体制の充実

維持管理・補修等を着実に実施するため、研修会等を実施し、技術の向上を図ります。

(b) 国・市町村等との連携や市町村等への支援

同一流域等で設置している国有林施工の治山施設や関係機関が管理する施設などについて情報共有を図るなど連携した取組を進めます。

(c) 道民の理解と協働の促進

事業を実施する際に、地域住民等に維持管理の必要性の理解を醸成するよう努めるとともに、植樹等による協働の森づくりなどの取組を推進します。

イ 民間企業の担い手確保及び育成の取組

メンテナンスサイクルの構築に向け、研修会の開催など民間会社等の技術者の技術向上を図る取組を進めます。

4 個別施設計画

これまでに策定した個別施設計画について、必要に応じて計画の見直しを行い、内容の充実を図ります。(共通編__表6 参照)

(個別施設計画を策定しない施設)

老朽化に伴う経年劣化等により施設が損傷した場合等であっても、その影響の及ぼす範囲が限定的であるなど、第三者に被害を及ぼす等の重大な事故を引き起こす可能性が極めて小さい施設や、規模が小さく予防保全型維持管理によるトータルコストの削減効果が限定的な施設などは、事後的な措置を行うことなどにより補修・更新を行います。

V-v 漁港

1 対象施設

北海道が管理する漁港（漁港漁場整備法第2条において定義される「漁港」）（漁港漁場整備法第3条の規定により指定される漁港施設）

漁港 243 箇所(外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設 等)
(令和6年(2024年)3月末現在)



第2種 浜益漁港



外郭施設 防波堤
第2種 頓別漁港



係留施設 船揚場
第1種 昆布森漁港



輸送施設 橋梁
第1種 栄浦漁港

対象施設		対象範囲
漁港施設	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
	係留施設	岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及び船揚場
	水域施設	航路及び泊地
	輸送施設	道路及び橋
	漁港施設用地	用地護岸及び人工地盤
	漁港浄化施設	公害の防止のための導水施設その他の浄化施設

2 現状と課題

〈施設状況〉

北海道が管理する漁港の施設の多くがすでに建設後 50 年以上経過しており、施設の老朽化が進行していることから早急な対応が必要です。



外郭施設の老朽化状況
(上部コンクリートの欠損・ひび割れ)



係留施設の老朽化状況
(堤体工の汀線際の劣化・損傷)

施設	施設数 R 6 (2024). 3月未現在	50年以上経過する施設の割合		
		現在(R 6. 3)	15年後(R21. 3)	30年後(R36. 3)
漁港	243 箇所	87%	99%	100%

〈取組状況〉

国及び北海道では平成 20 年度(2008 年度)から老朽化対策の取組及び予防保全型管理への転換として、水産物供給基盤整備事業を活用し、漁港ごとの「機能保全計画」を策定しているところです。この計画に基づき、今後もメンテナンスサイクルや予防保全管理の取組を進めていく必要があります。

3 具体的な施策の方向性

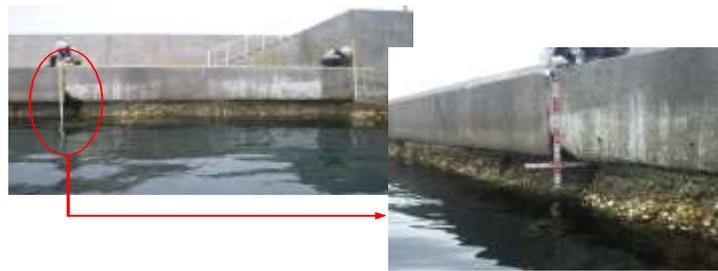
I. メンテナンスサイクルの充実

引き続き、定期点検・診断等を実施し、結果等の履歴を確実に蓄積するなど、メンテナンスサイクルの取組を進めていきます。

ア 点検・診断

漁港について、下表のとおり日常点検及び各種点検・診断を行い、損傷度を把握します。

施設	頻度	点検・診断方法等	実施状況
漁港	随時	目視による異常の有無の確認【日常点検】	実施中
	1回/年	簡易調査(調査項目)と同様の調査シートを用いた管理【定期点検】	
	老朽化度及び健全度の判定が困難な場合など、必要に応じて実施	老朽化度及び健全度を把握するために必要な調査【詳細点検】	
	天災発生時	施設の異常の有無を把握するために必要な調査【臨時点検】	



外郭施設の点検状況

イ 情報の蓄積と利活用

各施設の状態や修繕・更新等の対策履歴等についてはデータベース化し、今後の維持管理に活用します。

対象	データベース名	運用開始
漁港	漁港電子台帳システム（漁港GIS）	平成 21 年度（2009 年度）

ウ 施設の維持管理に係る基準等

点検・診断、修繕・更新については、国の基準類のほか道が策定した基準類を適用します。
（共通編 表5 参照）

エ 安全確保の取組

日常のパトロール等で危険と判断した施設が発見された場合には、速やかに立入禁止等の必要な対応を行い、利用者の安全確保に努めます。

オ 施設の耐震化

流通拠点漁港等の外郭施設及び係留施設について、耐震化の必要性を検討し、漁港整備に併せてその対策を進めます。

キ ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組

標識灯や道路照明等の LED 化について、ゼロカーボン北海道の実現に向けて取組を進めます。

II. トータルコストの縮減・平準化

すでに策定している個別施設計画に基づいた取組を着実に進め、インフラ機能の適正化を図ります。

ア 予防保全型維持管理への転換

漁港施設については、引き続き、予防保全型時管理について進めていきます。

イ インフラストックの適正化

今後の水産業の動向や人口減少等の社会構造の変化等を踏まえ、施設の機能転換の有効活用などを含めた見直しも必要に応じて行います。

工 新技術等の導入

修繕・更新等に係る新技術や非破壊検査など点検・診断等に係る新手法等の活用について検討します。

Ⅲ. インフラ長寿命化推進体制の充実

ア 施設管理者の取組

(a) 構築した庁内体制の充実

施設管理者の技術力向上を図るため、国主催の管理者研修等を活用し、点検結果の均質化を図るとともに点検者の技術力向上に努めます。

(b) 国・市町村等との連携や市町村等への支援

「全道漁港担当係長・主査・担当者会議」、「漁港行政推進現地連絡会議」等を通じ、水産林務部漁港漁場課、各（総合）振興局水産課、各建設管理部、関係市町村と施設管理の情報や認識の共有に努め、施設に係る保全業務の質の向上を図ります。

イ 民間企業の担い手確保及び育成の取組

漁港施設の維持補修に関して、漁港を利用する民間団体である漁協と「漁港行政推進現地連絡会議」等を通じ、施設管理の情報や認識の共有に努め、破損箇所の報告など施設に係る保全業務の質の向上を図ります。

4 個別施設計画

漁港ごとの「機能保全計画」を個別施設計画と位置付け、それに基づき計画的な修繕・更新等に取り組みます。（共通編_表6 参照）

（個別施設計画を策定しない施設）

付帯施設など施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減・平準化が期待できない施設については、日常的なパトロール等により状況監視を行い、施設の機能や周辺環境に影響が及ぶ場合に、補修・更新等を行います。

V - vi 漁港海岸

1 対象施設

北海道が管理する海岸保全施設（海岸法第2条第1項において定義される「海岸保全施設」）のうち水産林務部所管のもの。

堤防・護岸 240 箇所その他海水の侵入を防止するための水門・陸閘 433 基等
(令和6年(2024年)3月末現在)



護岸

上浦漁港海岸(せたな町)



離岸堤

西稚内漁港海岸(稚内市)



水門

琵琶瀬漁港海岸(浜中町)

2 現状と課題

〈施設状況〉

50年以上経過する施設の割合は30年後には堤防、護岸の約9割、水門、陸閘の約9割に及ぶなど、老朽化が懸念されることから早急な対応が必要です。



護岸の老朽化状況



水門の老朽化状況

施設	施設数 R 6 (2024). 3月末現在	50年以上経過する施設の割合		
		現在(R 6. 3)	15年後(R21. 3)	30年後(R36. 3)
堤防、護岸	240 箇所	35%	68%	93%
水門、陸閘	433 基	33%	69%	92%

〈取組状況〉

水産林務部では平成26年度(2014年度)より老朽化対策の取組として、海岸堤防等における老朽化状況調査により予防保全管理の取組を進めているところであり、令和5年度(2023年度)には、堤防・護岸の2巡目老朽化状況調査が完了し、令和7年度(2025年度)には離岸堤等の老朽化状況調査が完了する予定です。

3 具体的な施策の方向性

I. メンテナンスサイクルの充実

これまで海岸保全施設で進めてきたメンテナンスサイクルの取組みに加え、定期的な点検・診断・修繕履歴のデータベースへの集約など、人口減少社会を見据えたさらなるコスト縮減や業務の効率化を進めていきます。

ア 点検・診断

日常的に行われるパトロール及び各地域の実情により毎年台風期後又は冬期風浪期後等で構造物が最も危険と思われる時期や、異常気象後（波浪時後等）など、必要に応じ点検を実施し、損傷状況等を把握します。



護岸の点検状況

次の施設については、日常的なパトロールとは別に劣化及び損傷状況等の把握を目的とした定期的な点検を実施します。

施設	頻度	点検・診断方法等	実施状況
堤防、護岸	1回／5年	陸上からの目視により変状の把握を行い、変状の規模や進展の経過を把握する必要がある場合、計測機器や新技術等を用いて点検し、健全度を4段階で判定	平成26年度(2014年度)～3巡目
水門、陸閘	1回以上／年	陸上から目視及び開閉確認を行い、必要に応じて計測機器等で点検を実施	平成30年度(2018年度)～1巡目
離岸堤等	1回／5年	陸上からの目視により変状の把握を行い、変状の規模や進展の経過を把握する必要がある場合、計測機器や新技術等を用いて点検し、健全度を4段階で判定	令和4年度(2022年度)～1巡目

イ 情報の蓄積と利活用

点検・診断と修繕・更新等の効率化を図るため、漁港電子台帳システムを利用し、点検・診断結果や補修・修繕履歴のデータベース化を図り、今後の維持管理に活用します。

対象	データベース名	運用開始
堤防、護岸	漁港電子台帳システム（漁港GIS）	平成21年度(2009年度)
離岸堤等		
水門、陸閘		

ウ 施設の維持管理に係る基準等

点検・診断、修繕・更新等については、国の基準類のほか、道が策定した基準類を適用します。

(共通編 表5 参照)

エ 安全確保の取組

パトロール等で危険と判断した施設が発見された場合は、施設への立入防止等の措置に向けて迅速に対応するなど利用者の安全確保に努めます。

オ 施設の耐震化

堤防等における耐震化の必要性を検討し、施設の更新等に併せてその対策に取り組みます。

II. トータルコストの縮減・平準化

ア 予防保全型維持管理への転換

これまで海岸保全施設で進めてきた予防保全型維持管理について、引続き効果的・効率的な維持管理・更新等に取り組みます。

イ インフラストックの適正化

堤防等における斜路等の開口部は、使用状況等を確認し、未使用箇所については陸閘等を廃止し、開口部の閉鎖に努めます。

ウ PPP/PFIの活用

海岸保全施設の維持管理等に係る官民連携手法などの活用の可能性について検討を行います。

エ 新技術等の導入

点検や補修・修繕等に係わる新技術については、一定程度の実績があり、効果が確認されたものを、その費用対効果を勘案しながら、活用についての検討を行います。

III. インフラ長寿命化推進体制の充実

ア 施設管理者の取組

(a) 構築した庁内体制の充実

農林水産省主催の管理者研修等を活用し、点検結果の均質化を図るとともに点検者の技術力向上に努めます。

(b) 国・市町村等との連携や市町村等への支援

担当者会議等の活用により、情報や認識の共有に努め、施設等に係る保全業務の質の向上を図ります。

イ 民間企業の担い手確保及び育成の取組

メンテナンスサイクルの構築に向け、民間会社等の技術者の技術力向上の取組を推進し、技術者の育成に努めます。

4 個別施設計画

予防保全と事後保全に関する個別施設計画を策定し、トータルコストの縮減と平準化を図り、計画的な修繕・更新等に取り組みます。(共通編_表6 参照)

(個別施設計画を策定しない施設)

施設規模が小さく、予防保全によるトータルコストの縮減効果が限定的である施設については、パトロールによる点検の結果、損傷等（ブロックの飛散等）が発見され施設の機能や周辺環境等に影響が及ぶと判断した場合は、必要な対策を実施することを基本とします。



護岸の修繕状況

VI 建築物

1 対象施設

I. 対象施設

北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部及び方面本部、地方独立行政法人が管理する建築物等（北海道建築物等保全規程（平成 18 年 3 月 31 日北海道訓令第 9 号）、北海道教育委員会建築物等保全規程（平成 19 年 3 月 23 日北海道教育委員会教育長訓令第 3 号）及び北海道警察建築物等保全規程（平成 19 年 3 月 23 日北海道警察本部訓令第 5 号）（以下「保全規程」という。）が対象とする建築物、建築設備及び附帯施設（以下「建築物等」という。）並びに北海道病院事業会計に属する建築物等、その他事業財産である建築物等で、本計画において対象施設として別に定めるものを除く。）

延べ床面積 753 万㎡（庁舎等 2,342 棟、病院 6 施設、学校 3,238 棟、社会教育施設等 116 棟、警察施設 802 棟、道営住宅 2,283 棟、職員住宅 8,425 棟、文化財等 76 棟、札幌医大施設 16 棟、道総研試験研究施設等 512 棟）

（令和 6 年(2024 年) 3 月末現在）



① 庁舎等（北海道庁本庁舎） ② 庁舎等（北海道議会庁舎） ③ 警察施設（北海道警察本部庁舎） ④ 文化財等（赤れんが庁舎）



病院(羽幌病院)



学校施設(夕張高等学校)



社会教育施設等(ネイパル北見)



道営住宅(白鳥台団地)



職員住宅(札幌市)

II. 対象施設の区分

対象とする建築物等の用途が多岐にわたることから、本計画においては次のとおり対象施設を区分する。

区分名	含まれる施設
庁舎等	他の区分に該当するものを除く次の施設 本庁舎、本庁舎別館、各部の出先機関等の庁舎、(総合)振興局の庁舎、(総合)振興局の出先機関等の庁舎、指定管理者が管理している施設、空港の施設、公園の施設、その他の施設
病院	道立病院、子ども総合医療・療育センター
学校施設	高等学校、特別支援学校、中等教育学校
社会教育施設等	オホーツク流氷科学センター、北海道博物館、開拓の村(展示施設を除く)、体育センター、青少年体験活動支援施設、図書館、美術館、北方民族博物館、芸術館、文学館、埋蔵文化財センター、教育研究所、特別支援教育センター
警察施設	警察本部庁舎、分庁舎、運転免許試験場、警察署、交番、駐在所
道営住宅	道営住宅
職員住宅	道職員公宅、教育庁教職員公宅、警察職員公宅、ダム管理用公宅
文化財等	赤れんが庁舎、開拓の村の展示施設
地方独立行政法人	札幌医科大学施設(大学、病院施設等) 北海道立総合研究機構施設(各農業試験場、各水産試験場、林業試験場、工業試験場等)

2 現状と課題

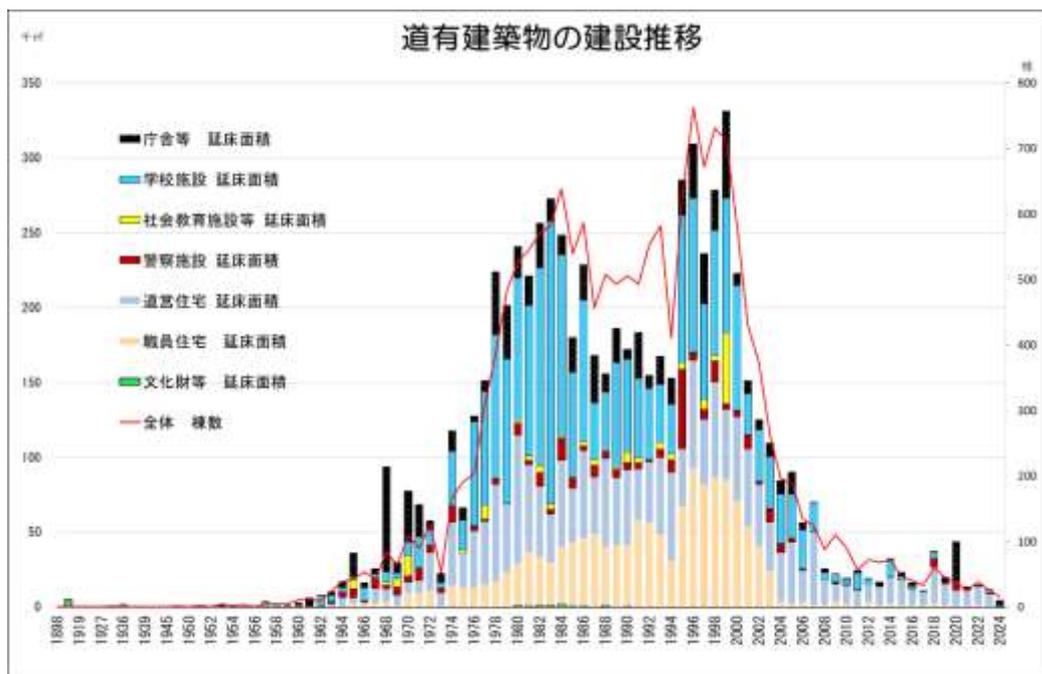
〈施設状況〉

整備から 50 年以上経過する施設の割合は、20 年後には 6 割程度となるなど、老朽化が懸念されています。



外壁の老朽化状況

施設	延べ床面積 R 6 (2024). 3 月末現在	50 年以上経過する施設の割合 (延床)		
		現在(R 6. 3)	10 年後(R 16. 3)	20 年後(R 26. 3)
庁舎等	約 87.6 万㎡	22%	44%	67%
病院	約 7.2 万㎡	0%	0%	19%
学校施設	約 245.1 万㎡	5%	46%	68%
社会教育施設等	約 14.1 万㎡	19%	38%	56%
警察施設	約 29.1 万㎡	21%	37%	55%
道営住宅	約 189.2 万㎡	7%	33%	58%
職員住宅	約 140.6 万㎡	4%	22%	54%
文化財等	約 1.9 万㎡	32%	72%	97%
札幌医大施設	約 16.6 万㎡	2%	2%	64%
道総研施設	約 21.6 万㎡	11%	23%	57%



〈取組状況〉

平成28年(2016年)3月に北海道ファシリティマネジメント推進方針を策定し、関係部局の連携のもと、建築物の長寿命化などストックマネジメントの取組を進めてきたところです。また、保全規程等に基づき、建築物等の維持管理に努めています。

3 具体的な施策の方向性

I. メンテナンスサイクルの充実

北海道ファシリティマネジメント推進方針及び保全規程等に基づいたメンテナンスサイクルを確実に実行します。

ア 点検・診断

保全規程に基づき、毎年度点検を実施し、劣化・損傷の状況等を把握します。そのうち、屋上防水、外壁等重点的に管理すべき部位・部材等の状況については、「保全状況報告書」として作成し、保全業務の総括組織に提出しています。

病院、道営住宅、職員住宅、文化財、地方独立行政法人施設等については、所管する部局が定める点検方法等により、劣化・損傷の状況等を把握します。

施設	頻度	点検・診断方法等	実施状況
庁舎等、病院、学校施設、社会教育施設等、警察施設、道営住宅、職員住宅、文化財、地方独立行政法人施設等	1回以上/年	北海道建築物等保全マニュアル等に基づき、損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものについて自主点検を行う。	毎年度実施

イ 情報の蓄積と利活用

庁舎等、学校施設、社会教育施設等、警察施設については、保全業務の総括組織（北海道建設部建築局建築保全課、北海道教育庁総務政策局施設課、北海道警察本部総務部施設課）において、必要な施設情報の一元化を図りながら、集約した施設情報を活用して、施設管理者への情報提供や保全業務に関する相談、研修等を行うとともに、施設の安全性等に係る重点的な情報や事故情報等の把握に努め、保全業務の効率化と質の向上を図ります。

同様に、病院、道営住宅、職員住宅、文化財、地方独立行政法人施設等については各々の所管部局において、施設情報の一元化を図り、保全業務の効率化と質の向上を図ります。

ウ 施設の維持管理に係る基準等

点検・診断、修繕・更新については、国の基準等のほか共通編__表5の基準類を適用します。

エ 安全確保の取組

職員及び来場者の安全確保には、メンテナンスサイクルの取組を通じて、より正確に施設の状態を把握することが必要です。

劣化・損傷のため、塗装や壁材の剥離落下・飛散の恐れ等により、施設管理者が危険と判断した場合は、速やかに立入禁止等の措置を講じるなど必要な対応を行い、職員及び来場者の安全確保をより一層進めていきます。

オ 施設の耐震化

道有施設については、法令で義務付けられている耐震基準を満たしていますが、災害時の拠点となる施設等は、耐震性能の向上について必要性を検討し、対策を進めていきます。

カ ユニバーサルデザイン化

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方や、市町村が策定するバリアフリー基本構想等と整合性を図るなど、地域とも連携しながら、誰もが安全で快適に移動できる施設の整備を進めていきます。

キ ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組

2050年「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、再生可能エネルギーの活用や施設の省エネルギー化、ZEB・ZEHの普及など、脱炭素化に配慮した公共施設等の整備を推進します。

II. トータルコストの縮減・平準化

ア 予防保全型維持管理の推進

これまで庁舎などで進めてきた予防保全型維持管理について、引き続き進めていきます。

(地方独立行政法人北海道立総合研究機構)

道総研が管理する施設は、他の公設試験研究機関に比べ膨大な量を有しており、今後一斉に更新時期を迎えることから、トータルコストを縮減・平準化していくことが重要です。そのためには、大規模修繕・更新の前に極力長持ちさせる長寿命化の管理手法が有効です。

このため、「事後保全型維持管理」を見直し、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえ、損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕等で機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」への転換を引き続き推進していきます。

イ インフラストックの適正化

庁舎等・学校施設・社会教育施設等、警察施設など

庁舎等、学校施設、社会教育施設等、警察施設などについては、北海道ファシリティマネジメント推進方針に基づき、施設の長寿命化や施設の移転集約などにより、施設の有効活用や維持管理の効率化を図るとともに、市町村や民間施設の活用を含めた効率的・効果的な整備手法について、国や市町村、公共的団体や民間等との情報交換や意見交換を行い、適正な施設の整備、維持に努めます。

病院

病院については、広域的な医療をはじめ、精神医療といった不採算医療や高度・専門医療などを提供する役割を担っており、これらの医療機能は地域における医療提供体制に必要な不可欠なことから、その役割を担うために必要な施設の整備、維持に努めます。

道営住宅

道営住宅については、道営住宅長寿命化計画に基づき、建替、改善、維持管理、用途廃止等を進め、適正な管理戸数に配慮します。

職員住宅

職員住宅については、職員数の動向や地域の状況等を踏まえ、必要戸数を適切に見込んだ上で、適正な管理戸数の維持に努めます。

(総合) 振興局耕地出張所等

(総合) 振興局耕地出張所等の事業財産である建築物等については、本計画を準用するなど、事業目的に応じた適切な施設の保全に努めるとともに、事業の執行体制や管理体制などを踏まえて、不要施設を用途廃止するなど、適正な施設の維持に努めます。

ウ PPP／PFIの活用

施設整備に当たっては、「北海道PPP／PFI手法導入優先的検討規程」に基づき、PPP／PFIの活用に向け検討を行います。

エ 新技術等の導入

修繕・更新等に係る新技術や非破壊検査など点検・診断等に係る新手法等については、その費用対効果を勘案しながら、活用について検討します。

国では、自治体による公共建築物の長寿命化計画策定を支援するため、都道府県や市町村の担当者を交えた検討会を設置し、策定に当たっての課題整理や判断基準の作成などを検討していることから、その成果を参考として行動計画及び個別施設計画の見直しを検討します。

III. インフラ長寿命化推進体制の充実**ア 施設管理者の取組****(a) 庁内体制の充実・強化**

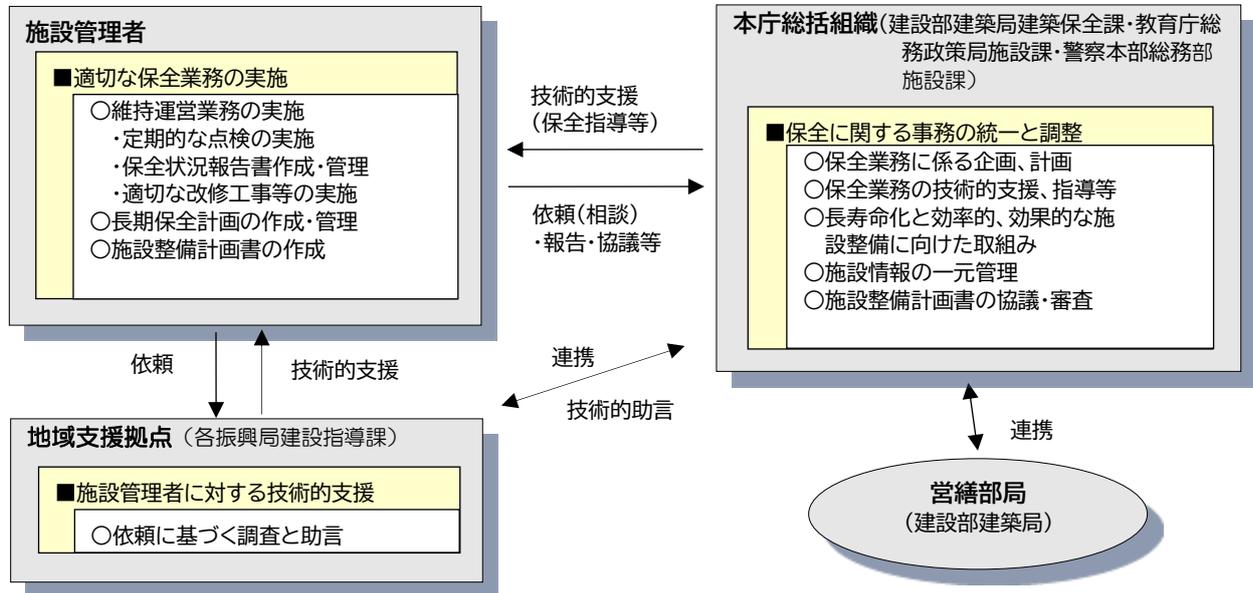
知事部局、教育庁及び警察本部は、保全規程等に基づき、施設管理者、保全業務の総括組織、管轄部局、地域支援拠点（総合振興局、振興局の建設指導課）等の役割分担のもと、建築物等の保全に取り組んできており、今後もより一層連携を強めながら、計画的な維持管理に努めていきます。

知事部局、教育庁及び警察本部の関係部局で構成する道有財産等有効活用促進会議施設整備検討会を活用し、情報や認識の共有に努め、建築物等に係る保全業務の質の向上を図ります。

指定管理者制度等を導入している施設については、引き続きその活用を図りながら、効率的

な保全の実施に努めます。

〈保全業務の推進体制（概要）〉



点検や修繕などの保全業務に携わる職員の事務及び技術能力向上を図るため、毎年、道内各地において研修を実施します。



道有財産事務研修(旭川会場)



(機械室にて研修)

(b) 国・市町村等との連携

施設の移転集約や転用に当たっては、道以外の施設の活用も検討し、国、市町村、公共的団体や民間等と情報交換や意見交換を行いながら、様々な手法について検討を行います。

4 個別施設計画

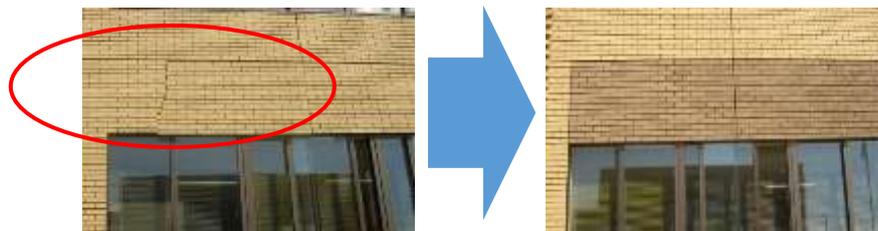
個別施設計画に基づき計画的な修繕・更新等に取り組むこととし、時代の変化やニーズに合わせて改定し、内容の充実を図ります。(共通編_表6 参照)

建築物等については、原則として耐用年数以上の使用に努め、目標とする期間(目標使用期間)を定めた上で、長期保全計画等の個別施設計画に基づき計画的な修繕と適切な維持管理を実施します。

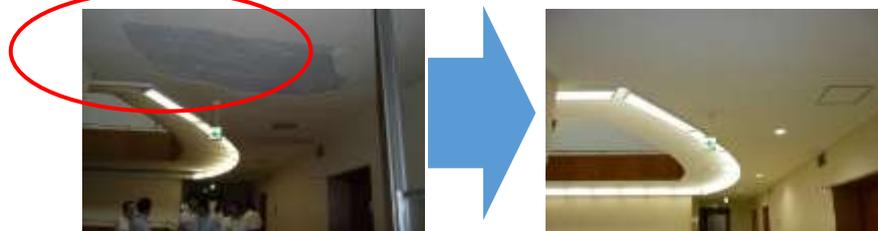
(個別施設計画を策定しない施設)

文化財については、恒久的に保全・活用すべき道民の重要な財産であることから、劣化状況等に応じて適時の修繕・改修等を行います。

小規模施設や附属的な用途に供する建築物等については、個別施設計画を策定せず、定期的な点検などにより状態を把握し、適切に管理します。



外壁タイルの浮き・ひび割れの補修



天井(しっくい)剥落の補修